

Tax news letter

2024年（令和6年）度税制改正大綱の主な改正点

2023年12月14日に与党より、2024年度税制改正大綱が公表されました。本ニュースレターでは特に個人富裕層、中小企業オーナー及び中小企業に関係する主な改正点を中心にご紹介いたします。

なお、税制改正の詳細は改正法案等の公表を待たなければならず、今後の国会審議等により内容に変更が生じる可能性があります。また、本文の右側に記載した解説は、現時点で公表されている資料に基づいた筆者の個人的な見解が含まれており、今後提出される法案等の内容によっては異なる取り扱いになる可能性があります。

<目次>

- I. 法人税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
 - 1. 賃上げ促進税制の見直し
 - 2. 交際費課税の見直し
 - 3. 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充
 - 4. 中小企業倒産防止共済の共済契約解除後の制限
 - 5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例

- II. 所得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
 - 1. 所得税・個人住民税の定額減税
 - 2. 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
 - 3. 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充
 - 4. 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充
 - 5. ストックオプション税制の見直し
 - 6. 居住用財産に係る譲渡所得の特例の延長
 - 7. 既存住宅の改修工事の特例の延長

- III. 相続税・贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・P6
 - 1. 事業承継税制に係る承継計画の提出期限の延長
 - 2. 住宅取得等資金に係る特例措置の延長

- IV. その他の税目・・・・・・・・・・・・・・・・P6
 - 1. 外形標準課税（事業税）の対象法人の拡大
 - 2. 高額特定資産を取得した場合の特例の見直し（消費税）
 - 3. 免税事業者からの仕入れに係る経過措置の見直し（消費税）
 - 4. 簡易課税制度適用者の経理方法の見直し（消費税）
 - 5. 土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続
 - 6. 不動産取得税の税率の特例・宅地評価土地の特例の延長

I. 法人税

1. 賃上げ促進税制の見直し

(1) 中小企業向けの措置

① 控除率の見直し

教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加し、増加割合を5%以上に引き下げる。また、子育て支援や女性活躍に関する厚生労働省による認定を受けた場合に、控除率に5%を加算する措置を加える。

適用要件	控除率			
	基本 控除率	教育訓練費 +5%(+10%)	女性活躍 子育て支援	合計 控除率
+1.5%	15%	+10%	+5%	30% (25%)
+2.5%	30%		(新設)	45% (40%)

() 書きは改正前

② 繰越税額控除制度

法人税額から控除しきれない控除限度超過額は5年間の繰越しができることとする。なお、繰越税額控除を適用する事業年度においては、給与総額が前事業年度を越えている場合に限り、適用できることとする。

(2) 中堅企業向けの措置（新設）

資本金1億円超の法人のうち、従業員が2,000人以下である法人（50%超の持株比率のグループ法人とあわせて従業員が1万人を超える場合を除く）を新たに中堅企業と定義し、控除率と適用要件を以下の通りとする。

ただし、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、従業員が1,000人以上である場合には、マルチステークホルダー方針の公表を要件とする。

適用要件	控除率			
	基本 控除率	教育訓練費 +10%(+20%)	女性活躍 子育て支援	合計 控除率
+3%	10% (15%)	+5%	+5%	20%
+4%	25%		(新設)	35% (30%)

() 書きは改正前

(3) 上記の改正は2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度について適用する。

【税制改正の方向】（解説）

【減税】

前期より給与総額を1.5%以上増加させた中小企業について、最大で給与増加額×45%の税額控除が適用できます。

賃上げ率の適用要件に変更はありませんが、教育訓練費の上乗せ要件が変更となり、「くるみん」「えるぼし」といった子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みに対する厚生労働省の認定を受けた企業の上乗せ措置が追加されます。

現行では、赤字企業は賃上げ促進税制の恩恵を享受することができませんが、繰越控除制度を創設し、5年間の税額控除額の繰越しを認めることで、黒字化後に控除できるようにします。

給与の増加額は全額損金になりますので、黒字企業であれば課税所得が減少することで約34%分の税負担が軽減され、加えて、税額控除により最大45%の税額が減少するので、あわせると賃上げ分に対して最大で約80%の税負担が軽減されることとなります。ただし、当期の法人税額の20%が税額控除の上限となりますので、賃上げ分に係る控除率をフルに活用できるとは限りません。

従来の大企業のうち、地域における賃上げと経済の好循環の担い手として期待される従業員2,000人以下の企業を新たに中堅企業と位置付けた上で、従来の上乗せ率の要件を維持しつつ、控除率を見直します。

大企業については、より高い賃上げへのインセンティブを強化する観点から、賃上げ率が+3%と+4%の場合の控除率を引下げ、上乗せ措置については+5%、+7%とさらに高い賃上げ率の区分を創設します。7%の賃上げは、ハードルがかなり高いので、大企業向けの措置は、実質縮減と言えるでしょう。

2. 交際費課税の見直し

(1) 交際費等から除外される飲食費

損金不算入となる交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準を1人あたり1万円以下に引き上げる。

なお、2024年4月1日以後に支出する飲食費について適用する。

(改正前)

(改正後)

1人あたり5,000円以下 ⇒ 1人あたり10,000円以下

(2) 損金算入の特例

中小法人に係る損金算入制度の特例及び接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

〈中小法人に係る交際費の損金算入限度額〉

区分	限度額
① 定額控除限度額(年800万円)	①と②のいずれかの選択
② 接待飲食費の50%相当額	

3. 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

産業競争力強化法の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた事業者が、その計画に従って他の法人の株式等を購入した場合、その取得価額に次の割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額はその事業年度において損金算入できる措置を加える。

- ① 特別事業再編計画に従って最初に取得した株式等 90%
- ② 上記①以外の株式等 100%

なお、この準備金は、株式等の全部又は一部を有しなくなった場合等において取り崩すほか、積み立てた事業年度終了の日の翌日から10年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金に算入する。

4. 中小企業倒産防止共済の共済契約解除後の制限

中小企業倒産防止共済の掛金を支出時に損金算入できる措置について、共済契約の解除があった後共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする(所得税の必要経費についても同様)。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例

対象法人からe-Taxにより法人税申告書等を提出しなければならない法人のうち従業員が300人を超える法人を除外した上、その適用期限を2年延長する。

【減税】

交際費等は原則として損金不算入となりますが、中小法人は年800万円(又は接待飲食費の50%)まで損金とすることができます。

また、現状は1人あたり5,000円以下の飲食費は交際費等から除外されていますが、飲食費の上限を1万円以下に引き上げます。

5,000円ルールを定めた2006年度から、外食の物価水準が上がっていることや、接待飲食費の額の社内規定を1人5,000円以下と定める企業もあり、税制が飲食需要の足枷となっている側面もあることから、大幅に金額基準を引き上げます。

【減税】

M&Aにより取得した株式の取得価額の70%以下の金額を投資損失準備金として計上し、株式取得時に損金に算入することができる制度で、買収から5年を経過した時点で準備金を取り崩して益金に算入します(6年目から5年間で均等に益金算入)。

成長意欲のある中堅・中小企業が、複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長します。

【増税】

経営セーフティ共済は月額20万円まで、掛金総額で800万円まで積み立てることができます。支払時に全額損金に算入でき、解約時の解約手当金は全額益金に算入されます。

解約と再契約を繰り返すことで、課税所得のコントロールが可能でしたが、改正により解約後2年間は掛金の損金算入が認められなくなります。

【減税】

取得価額が30万円未満である減価償却資産を、取得時に全額損金に算入できる特例(年300万円が上限)の期限を2026年3月31日まで延長します。

II. 所得税

1. 所得税・個人住民税の定額減税

(1) 減税額

2024年分の所得税・個人住民税から以下の通り減税を実施する。ただし、2024年分の合計所得金額が1,805万円超（給与収入のみの者は年収2,000万円超）の者は除外する。

対象	所得税	住民税
本人及び扶養親族1人につき	3万円	1万円

(2) 減税の実施方法

① 所得税

区分	実施方法
給与所得者	2024年6月支給の給与に係る源泉徴収税額から控除する。
個人事業主	2024年分の確定申告時に控除する。ただし、予定納税の対象者については、予定納税の金額から控除する。
公的年金所得者	2024年6月の支給分に係る源泉徴収税額から控除する。

② 住民税

区分	実施方法
給与所得者（特別徴収）	2024年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を7月分から翌年5月分の11か月で徴収する。
個人事業主（普通徴収）	第1期分（2024年6月分）の税額から控除し、控除しきれない場合は第2期分（2024年8月分）以降の税額から順次控除する。
公的年金所得者（特別徴収）	2024年10月分の特別徴収税額から控除する。

2. 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

(1) 借入金限度額の拡大

18歳以下の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが39歳以下の者（以下「子育て特例対象個人」という。）が2024年1月1日から12月31日までの間に入居した場合の住宅ローン控除の借入金限度額を以下の通りとする。

住宅区分	改正前	改正後
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

(2) 新築住宅の床面積要件の緩和

新築住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

【減税】

デフレ脱却のための措置として、2024年分の所得税・個人住民税の定額減税を実施します。

納税者本人に加えて配偶者を含めた扶養親族も対象となり、減税額は1人につき4万円（所得税・住民税合計）です。扶養親族は居住者に限定します。

なお、減税額が所得税（又は住民税）の金額を超える場合は所得税（又は住民税）の金額を限度とします。

この定額減税とは別に、住民税の非課税世帯には、1世帯あたり7万円が給付される予定です。

減税のタイミングについては、2024年6月以降の源泉徴収・特別徴収等、実務上できる限り早いタイミングで実施することとされています。

給与所得者については、2024年6月支給分の給与で源泉徴収税額を減額しますので、給与計算担当者は注意が必要です。なお、6月分から控除しきれない場合は、7月分以降から順次控除します。

事業所得者等の個人事業主は、7月の予定納税から控除しますが、予定納税で扶養親族分の控除も受けるためには、予定納税額の減額申請が必要です。

2024年度分の住民税における「ふるさと納税の控除上限額」については、2023年中にすでに寄附を行っている者に不利益が生じないように、定額減税前の所得割額を基に計算します。

【減税】

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入金限度額について、住宅の区分に応じて500万円から1,000万円の上乗せを行います。

控除率の変更はないため、新築の場合は13年目まで借入金残高の0.7%が控除額となり、中古の場合は10年目まで借入金残高の0.7%が控除額となります。

3. 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

子育て特例対象個人が、その所有する自宅に子育て対応改修工事を行い、2024年4月1日から12月31日までの間に居住の用に供した場合、250万円を限度として標準的な工事費用相当額の10%を所得税から控除できることとする。

なお、合計所得金額が2,000万円を超える者については適用しない。

4. 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずる。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計限度額については、現行の12万円から変更しない。

項目	改正前	改正後
一般生命保険料控除	最大4万円	最大6万円
一般・介護・個人年金の保険料控除合計額	最大12万円	変更なし

5. スtockオプション税制の見直し

税制適格Stockオプションの要件について、年間のStockオプションの行使に係る権利行使価額の限度を次の通り引き上げる。

項目	改正前	改正後
設立後5年未満の会社	1,200万円	2,400万円
設立後5年以上20年未満の一定の会社※	1,200万円	3,600万円

※一定の会社とは、未上場の会社又は上場後5年未満の会社をいう

6. 居住用財産に係る譲渡所得の特例の延長

次の居住用財産の譲渡に係る特例の適用期限を2025年12月31日まで2年延長する。

- ① 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等
- ② 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等
- ③ 特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得課税の特例

7. 既存住宅の改修工事の特例の延長

(1) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用期限を2年延長する。

(2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

【減税】

子育て世帯及び若者夫婦世帯が、子供の事故防止や対面式キッチンへの交換工事、収納設備を増設する工事等の一定の子育て対応改修工事を行った場合、工事費用の10%を控除できる制度です。

工事費の実額ではなく、標準的な工事費用の額として定められた一定の金額を基に控除額を計算します。

【減税】

23歳未満の扶養親族がいる場合は、一般生命保険料控除の上限が6万円に増額されます。

なお、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外します。

【減税】

権利行使時に課税が生じないStockオプションの要件の一つである年間の権利行使価額の上限を最大で3,600万円に引き上げます。

【減税】

2023年12月末が適用期限となっていた、自宅を売却した場合の譲渡所得の特例の適用期限を延長します。

【減税】

2023年12月末が適用期限となっていた住宅耐震改修特別控除と住宅特定改修特別控除の適用期限を延長します。

III. 相続税・贈与税

1. 事業承継税制に係る承継計画の提出期限の延長

(1) 法人版事業承継税制

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を2026年3月31日まで延長する。

項目	改正前	改正後
承継計画の提出期限	2024年3月31日	2026年3月31日

(2) 個人版事業承継税制

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2026年3月31日まで延長する。

2. 住宅取得等資金に係る特例措置の延長

(1) 住宅取得資金の贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限を2026年12月31日まで3年延長する。

(2) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限を3年延長する。

IV. その他の税目

1. 外形標準課税（事業税）の対象法人の拡大

(1) 減資への対応

外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持する。ただし、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、引き続き、外形標準課税の対象とする。

項目	現行基準	追加される基準
判定対象	資本金	資本金+資本剰余金
基準金額	1億円超	10億円超

- ▶ 改正後に新設される法人については、現行基準（資本金1億円超）に該当しない限り、外形標準課税の対象外とする。
- ▶ 2025年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- ▶ 公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、駆け込みで施行日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の末日までの間に資本金1億円以下となった場合であって、施行日以後に開始する事業年度の末日に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とする。

【減税】

事業承継税制の適用を受けるためには事前に承継計画を都道府県に提出する必要がありますが、その提出期限を2年延長します。

法人版事業承継税制の特例制度（100%納税猶予）の2027年12月末での適用期限については、今後とも延長を行わないと明記されました。

法人版事業承継税制の利用の是非を決めかねている経営者は、まずは期限内に特例承継計画を提出し、活用できる権利を獲得しておくべきでしょう。

【減税】

2023年12月末までとなっていた住宅取得資金の贈与税の特例が3年間延長されます。非課税限度額は省エネ等住宅が1,000万円、それ以外が500万円に変更はありません。

【増税】

外形標準課税とは、法人事業税の計算方法の一つで、資本金が1億円を超える法人が対象となります。所得割に加えて、付加価値割と資本割により計算されます。

付加価値割は、報酬給与額+純支払子+純支払賃借料に単年度損益を加えた金額を基に計算され、資本割は資本金等の額（又は資本金+資本準備金）を基に計算されます。所得割の税率が低く抑えられていますが、赤字企業の場合であっても、付加価値割と資本割による税負担が生じます。

大企業が資本金を1億円以下に減資し、外形標準課税を免れる行為が問題となっていました。防止策が講じられます。

なお、今回の見直しは、外形標準課税の対象を中小企業に広げるものではないため、改正前に外形標準課税の対象外である法人については、資本金が1億円超とならない限り、引き続き外形標準課税の対象外となります。

(2) 100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人（非課税又は所得割のみで課税される法人を除く）の100%子法人等のうち、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

なお、公布日以後に、当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額で判定する。

この改正は2026年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

(3) 激変緩和措置

上記(2)の改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額を、次のとおり軽減する措置を講ずる。

事業年度	軽減額
2026年4月1日から2027年3月31日までに開始する事業年度	当該超える額の2/3を軽減
2027年4月1日から2028年3月31日までに開始する事業年度	当該超える額の1/3を軽減

2. 高額特定資産を取得した場合の特例の見直し（消費税）

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合を加える。

上記の改正は、2024年4月1日以後に国内において事業者が行う金又は白金の地金等の課税仕入れ等について適用する。

3. 免税事業者からの仕入れに係る経過措置の見直し（消費税）

インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が年10億円を越える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

4. 簡易課税制度適用者の経理方法の見直し（消費税）

簡易課税制度等を適用する事業者が行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件として当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率対象の場合は108分の8）を乗じた金額とすることを認める。

外形標準課税の対象となる法人のうち資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人の子会社等については、別の基準により判定されます。

具体的には資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人は新たに外形標準課税の対象となります。

資本剰余金を原資とする配当を行うことで2億円基準を回避する方法を封じる措置が講じられます。

新たに外形標準課税の対象となる100%子法人等については、激変緩和措置を設け、2026年度は増加額の3分の2、2027年度は増加額の3分の1を減額します。

【増税】

事業者免税点制度及び簡易課税制度の恣意的な適用を防ぐために、1の取引単位につき税抜き1,000万円以上の資産を仕入れて、仕入税額控除の適用を受けた場合には、その後2年間、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けることができないこととされています。

【増税】

新設法人は、2年間は免税事業者であることを利用して、新設法人は消費税を納税せず、仕入側はインボイス導入の経過措置8割控除（5割控除）の適用を受けようとする事業者を封じるための措置です。

【-】

免税事業者からの仕入れは、原則、仮払消費税等は生じないが、簡易課税適用者は、インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされていないことから、支払対価の110分の10を仮払消費税等として計上できることを明確化します。

5. 土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続

宅地等及び農地の負担調整措置については、2024年から2026年までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

<負担調整措置>

負担水準	課税標準額
70%以上	評価額×70%
60%～70%	前年度課税標準額に据置き
60%未満	60%まで段階的に引上げ

6. 不動産取得税の税率の特例・宅地評価土地の特例の延長

不動産取得税の下記特例を3年間（2027年3月31日まで）延長する。

- ① 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率を3%に軽減（本則税率4%）する
- ② 宅地評価土地に係る不動産取得税の課税標準を評価額の2分の1とする

【減税】

2024年が3年に一度の固定資産税の評価替えの年です。商業地等の宅地について負担水準（前年度課税標準額÷固定資産税評価額）をもとに、今年度の課税標準額を決定し、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担を調整する措置を継続します。

【減税】

特例の延長により、2027年3月末まで宅地の取得に係る不動産取得税は、評価額×1.5%となります。

税制改正に関するより詳しい情報に関しては下記までお問い合わせください。

税理士法人 TOMO 税理士 小高育幸
(川崎支店) Tel.044-440-3017